

神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正について

1 概要

- 県は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例（以下「県条例」という。）により、事業所から公共用水域に排出される排水に対する規制基準や、地下水の水質の浄化命令に関する基準、環境汚染が生じた場合に汚染原因者等に拡大防止措置を指導するための基準を定めている。
- 国は、六価クロムの水質環境基準が見直されたことを受け、今後、水質汚濁防止法（以下「水濁法」）の六価クロム化合物に係る一律排水基準を0.5mg/Lから0.2mg/Lに、地下水浄化基準を0.05mg/Lから0.02mg/Lに強化する予定である。
また、大腸菌群数に関する環境基準が見直されたことを受け、今後、水濁法の排水基準項目を大腸菌群数から大腸菌数に見直し、併せてその基準値及び測定方法を見直す予定である。
- これに伴い、県規則に定める規制基準等について、所要の改正を行う。

2 改正内容等

(1) 六価クロム化合物に係る規制基準の改正

県条例施行規則（以下「県規則」という。）では、事業所から公共用水域に排出される排水の基準値を設けている。

現在の六価クロム化合物の規制基準は、放流先の水域に応じて、国の一律排水基準と同じ0.5mg/L、又は一律排水基準より厳しい0.05mg/L（水濁法の上乗せ排水基準と同じ値）を定めている（表1参照）。

ア 改正内容

県規則別表第9で定める六価クロム化合物に係る規制基準について、現行の「0.05mg/L」を「0.02mg/L」に、「0.5mg/L」を「0.2mg/L」とする。

表1 六価クロム化合物の規制基準（単位mg/L）

区分	甲水域				乙水域及び海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域		新設の場合	新設以外の場合
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合		
現行	—	<u>0.05</u>	<u>0.05</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>	<u>0.5</u>
改正後	—	<u>0.02</u>	<u>0.02</u>	<u>0.2</u>	<u>0.2</u>	<u>0.2</u>

※1：新設とは、昭和46年9月11日以後に設置された事業所をいう。（なお、県条例別表第10の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日以後、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日以後に設置された事業所をいう。）

※2：「—」は、排出禁止を示す。

※3：下線部は見直し部分を示す。

イ 理由

現行の規制基準「0.05mg/L」及び「0.5mg/L」は、水濁法の上乗せ排水基準及び一律排水基準と同じ値を設定しているため、引き続き整合を図るもの。

ウ 経過措置等

(ア) 経過措置

水濁法の一律排水基準について経過措置が適用される期間は、規制基準についても従前の基準「0.05mg/L」を適用する。

※（参考）水濁法経過措置（新基準適用猶予期間）：

施行日から6ヵ月（水濁法施行令別表第3に掲げる施設は1年間）（予定）

(イ) 暫定排水基準

暫定排水基準は、現在の排水対策では排水基準に対応できない場合に、排水濃度実態や適用可能な排水処理技術等を踏まえ、現実的に対応が可能な排水濃度のレベルとして業種毎に定めることとされている。今回、県内事業者への排水実態調査を行ったところ、3事業所において新基準（0.02mg/L又は0.2mg/L）を超過していた。

○甲水域（水質保全湖沼新設以外・水質保全湖沼以外新設）[現在の規制基準0.05mg/L]について

- ・ 県実態調査において、2事業所（バッチャープラント及び最終処分場）で新基準0.02mg/Lを超過していた。前者は対策により0.02mg/L未満に抑えることが可能であり、後者は1事業所のみ排水測定結果をもって廃棄物処理業について暫定排水基準を設ける必要性はないと考えられるが、排水実態及び排水処理技術の導入可能性を把握したうえで、最終的に暫定排水基準の設定の必要性を判断する。

○甲水域（水質保全湖沼以外新設以外）、乙水域及び海域[現在の規制基準0.5mg/L]について

- ・ 県実態調査において、電気めっき業で新基準値を超過している事業所がある。
- ・ 国の検討においては、全国鍍金工業組合連合会に対し排水実態及び排水処理技術の導入可能性等を聴取した結果、電気めっき業について暫定排水基準値0.5mg/L（適用期間は3年間）を設けることが適当とされている。
- ・ 電気めっき業の排水実態及び排水処理技術に地域差があるとは考えにくいことから、電気めっき業について暫定排水基準（0.5mg/L、3年間）を設ける。

(2) 六価クロムに係る環境汚染の基準値の改正

県条例第113条の3により、知事は環境汚染を確認した場合、速やかに原因調査を行い、汚染原因者等に対し、環境汚染の拡大防止措置等を指導することとなっている。環境汚染とは、カドミウムなどの規則別表に定める物質について、同表の基準値を超えるおそれがあり、かつ人の健康や動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあると認める汚染が発生した場合を指す。現行の六価クロムに係る水質及び地下水における環境汚染の基準値「0.05mg/L」は、水質及び地下水環境基準と同じ値

として設定されている。

ア 改正内容

県規則別表で定める水質及び地下水における六価クロムに係る環境汚染の基準値を、「0.05mg/L」から「0.02mg/L」とする。

イ 理由

水質及び地下水環境基準が0.05mg/Lから0.02mg/Lに見直されたため（令和3年10月公布、令和4年4月施行）、従来の考え方を踏襲し、見直し後の環境基準と同じ「0.02mg/L」とするもの。

(3)六価クロム化合物に係る地下水浄化基準の改正

地下浸透禁止物質による地下水の水質汚濁により環境汚染が生じ、環境汚染原因者が県条例第113条の6第5項の勧告に従わない場合であって、現に人の健康に係る被害が生じ又は生ずるおそれがあるときは、知事は、同条例第113条の7に基づき、環境汚染原因者に対し、被害防止のために必要な限度において、地下水の水質の浄化命令を発出することができる。地下水浄化基準は、この命令発出の要件となる地下水取水口等の所定の測定点における水質に係る基準であり、その基準値は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成9年3月13日付環境庁告示第10号）」を踏まえて設定されている。現行の六価クロム化合物に係る地下水浄化基準「0.05mg/L」は、地下水環境基準と同じ値として設定している。

ア 改正内容

県規則別表で定める六価クロム化合物に係る地下水浄化基準について、現行の「0.05mg/L」を「0.02mg/L」とする。

イ 理由

地下水環境基準が0.05mg/Lから0.02mg/Lに見直されたため（令和3年10月公布、令和4年4月施行）、従来の考え方を踏襲し、見直し後の地下水環境基準と同じ「0.02mg/L」とするもの。

(4)大腸菌群数に係る規制基準の改正

ふん便汚染をとらえる指標は、国の一律排水基準と同様に大腸菌群数としている。現在の大腸菌群数の規制基準は、水域に応じて、国の一律排水基準と同じ3,000個/cm³又は一律排水基準より厳しい1,000個/cm³を設定している。

ア 改正内容

県規則別表で定める大腸菌群数に係る規制基準を「大腸菌数」とし、またその基準値を「800CFU/ml」、「200CFU/ml」とする。（予定）

表2 大腸菌群数の規制基準

区分	甲水域				乙水域及び海域	
	水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域			
	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
現行 (大腸菌群数)	1,000個/cm ³	3,000個/cm ³	3,000個/cm ³	3,000個/cm ³	3,000個/cm ³	3,000個/cm ³
改正後 (大腸菌数)	200CFU/mL	800CFU/mL	800CFU/mL	800CFU/mL	800CFU/mL	800CFU/mL

※新設とは、昭和46年9月11日以後に設置された事業所をいう。(なお、県条例別表第10の1(4)に規定する旅館業に属する事業所にあつては昭和49年12月1日以後、廃棄物の最終処分場にあつては昭和62年9月10日以後に設置された事業所をいう。)

イ 理由

国が一律排水基準の項目を大腸菌数に見直すことにより、ふん便汚染をとらえるための基準項目が水濁法と県条例とで合わなくなるため、整合を図るもの。

見直し後の新基準値については、現在国が検討している状況であるが、令和5年2月の国検討会資料によると、排水実態調査の結果、大腸菌群数が100～3,000個/mlの試料中の大腸菌数の存在比は平均0.28のため、現行の基準値である大腸菌群数 3,000 個/mlに相当する大腸菌数は 840 CFU /ml 程度と考えられており、新基準値は数値を切り下げ800CFU/mlとすることが妥当とされている。規制基準の基準値についてもこの考え方に準じ、3,000 個/mlを800CFU/mlとし、1000個/cm³相当の「280CFU/ml」については数値を切り下げ「200 CFU/ml」とするもの。

ウ 経過措置

なし

3 スケジュール

- ・ 県規則改正に対する県民意見募集：令和5年12月～令和6年1月（予定）
- ・ 公布・施行時期：国の省令改正に併せる。（現時点では、令和6年4月施行予定）

(別紙)

規制基準の改正に係る既存の事業所に対する経過措置 (案)

【水濁法の排水基準改正に係る経過措置 (予定)】

既存の特定事業場については、6ヶ月 (業種によっては1年) の適用猶予期間が設けられる。また、電気めっき業では、3年の間、暫定排水基準が適用される。

特定事業場の種類		6ヶ月	1年	2年	3年
下記以外		→			
令別表3に規定する施設を設置する特定事業場		0.5mg/L	→		0.2mg/L
暫定基準適用業種	電気めっき業	→	←-----→	0.5mg/L	-----→

施行日

※ → : 適用猶予 ←-----→ : 暫定基準適用 (以下同様)

※ 「令別表第3に規定する施設」とは、6ヶ月間の適用猶予では、排水基準に適合させるための諸準備が整わない施設として水濁法施行令で定める施設のこと。(以下同様)

【県規則の規制基準改正に係る経過措置】

< 甲水域 (水質保全湖沼新設以外・水質保全湖沼以外新設) [現在の規制基準 0.05mg/L] >

水濁法の適用猶予期間内は、従前の基準0.05mg/Lを適用する。

事業所の種類		6ヶ月	1年	2年	3年
下記以外		→			
水濁法令別表3に規定する施設を設置する事業所		0.05mg/	→		0.02mg/1

施行日

< 甲水域 (水質保全湖沼以外新設以外) 、乙水域及び海域 [現在の規制基準 0.5mg/L] >

水濁法の適用猶予期間内または暫定基準適用期間内は、従前の基準0.5mg/Lを適用する。

事業所の種類		6ヶ月	1年	2年	3年
下記以外		→			
水濁法令別表3に規定する施設を設置する事業所		0.5mg/1	→		0.2mg/1
電気めっき業		→	←-----→	0.5mg/L	-----→

施行日